

職員の給与等に関する報告及び勧告について

岩手県人事委員会委員長談話（平成 28 年 10 月 17 日）

本日、岩手県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

（給与勧告の基本的考え方）

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視するとともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってまいりました。

（本年の給与改定）

- 2 本年 4 月の職員給与と県内の民間給与を比較したところ、職員が民間を平均 539 円（0.15%）下回る結果となりました。そのため、これに見合うよう若年層に重点を置きながら給料表全体の水準の引上げを行うこととしたほか、医師等の初任給調整手当の引上げについて勧告しました。

また、ボーナス（期末手当・勤勉手当）については、職員が民間を下回っていることから、職員の年間支給月数を 4.30 月分に引き上げることを勧告しました。

（扶養手当の見直し）

- 3 さらに、女性の就労をめぐる社会状況の変化や民間企業及び職員における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げることを勧告しました。

なお、見直しに当たっては、これまでの受給者に与える影響を考慮し、特例措置を講ずることとしました。

（公務運営に関する事項）

- 4 この他、有為な人材の確保や両立支援の推進、長時間勤務の解消等の公務運営に関する事項について報告を行いました。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の基本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思いをします。

平成 28 年 10 月 17 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司